

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月26日
【会社名】	株式会社ネクソン
【英訳名】	NEXON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 オーウェン・マホニー
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号
【電話番号】	03(6629)5318(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役最高財務責任者 植村 士朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号
【電話番号】	03(6629)5318(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役最高財務責任者 植村 士朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(株式)	
その他の者に対する割当	2,170,361,292円
(2年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(3年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(4年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(5年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(2年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円
(3年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円
(4年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円
(5年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円

(注) 1. 株式の発行における出資の目的及び新株予約権の行使に際してする出資の目的はいずれも金銭以外の財産であり、株式の発行価額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項又は第17条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を記載しております。なお、かかる資本金等増加限度額は、当該財産が当社に給付される日の価額によるため、

株式の発行価額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、有価証券届出書の提出時における見込額であります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月5日付で提出した有価証券届出書及び同月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2019年9月25日開催の当社臨時株主総会において、本新株式の発行、本新株予約権の発行及び本従業員株式の発行に関する議案について承認が得られましたので、これに関する事項を訂正するとともに、当該臨時株主総会に係る議事録の写しを添付書類として追加するため、また、2019年9月9日付及び同月26日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行新株予約権証券(2年次プットオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 5 新規発行新株予約権証券(3年次プットオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 6 新規発行新株予約権証券(4年次プットオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 7 新規発行新株予約権証券(5年次プットオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 8 新規発行新株予約権証券(2年次コールオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 9 新規発行新株予約権証券(3年次コールオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 10 新規発行新株予約権証券(4年次コールオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 11 新規発行新株予約権証券(5年次コールオプション新株予約権)
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等

募集に関する特別記載事項

- 2 第三者割当による新株予約権発行について
 - 3 Embark Studios社の従業員に対する新株発行について
- #### 第3 第三者割当の場合の特記事項
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

2019年9月25日開催の臨時株主総会議事録(抄本)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

3. 本新株式の発行は、(1)2019年9月25日(水)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本新株式の発行、2年次プットオプション新株予約権、3年次プットオプション新株予約権、4年次プットオプション新株予約権及び5年次プットオプション新株予約権(以下、総称して「本プットオプション新株予約権」といいます。)の発行、2年次コールオプション新株予約権、3年次コールオプション新株予約権、4年次コールオプション新株予約権及び5年次コールオプション新株予約権(以下、総称して「本コールオプション新株予約権」といいます。)の発行、並びに本従業員株式(後記「募集に関する特別記載事項」に定義します。以下同じです。)の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する割当予定先との間でShare Exchange Agreement(以下「Share Exchange Agreement」といいます。)が締結され、かつShare Exchange Agreementに定める前提条件が満たされることを条件としています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

3. 本新株式の発行は、(1)2019年9月25日(水)開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本新株式の発行、2年次プットオプション新株予約権、3年次プットオプション新株予約権、4年次プットオプション新株予約権及び5年次プットオプション新株予約権(以下、総称して「本プットオプション新株予約権」といいます。)の発行、2年次コールオプション新株予約権、3年次コールオプション新株予約権、4年次コールオプション新株予約権及び5年次コールオプション新株予約権(以下、総称して「本コールオプション新株予約権」といいます。)の発行、並びに本従業員株式(後記「募集に関する特別記載事項」に定義します。以下同じです。)の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する割当予定先との間でShare Exchange Agreement(以下「Share Exchange Agreement」といいます。)が締結され、かつShare Exchange Agreementに定める前提条件が満たされることを条件としています。 なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

< 前略 >

4. 発行価額の総額は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を記載しており、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式45,003,500株の本書の日付における米ドル建の価額(20,251,575米ドル)を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算することにより算出した本書の日付現在の見込額です。払込期日(当社が現物出資財産の給付を受ける時点)における現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の米ドル建の価額は上記の金額となりますが、適用される為替換算レートの変動により発行価額の総額は変動します。
- なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、会社法第199条第1項第2号に定める当社普通株式1株当たりの払込金額を1円(払込金額の総額は1,399,896円)としております。また、本新株式の対価として出資される現物出資財産の会社法第199条第1項第3号に定める価額は、本交換比率及び上記払込金額の総額を勘案して1,399,898.67254円(現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株当たり0.03110644円)としておりますが、上記のとおり現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の実際の価額は当該金額とは異なります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であり、本書の日付現在の見込額です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

4. 発行価額の総額は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を記載しており、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式45,003,500株の本書の日付における米ドル建の価額(20,251,575米ドル)を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算することにより算出した本書の日付現在の見込額です。払込期日(当社が現物出資財産の給付を受ける時点)における現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の米ドル建の価額は上記の金額となりますが、適用される為替換算レートの変動により発行価額の総額は変動します。
- なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、会社法第199条第1項第2号に定める当社普通株式1株当たりの払込金額を1円(払込金額の総額は1,399,896円)としております。なお、本臨時株主総会において、本新株式の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。また、本新株式の対価として出資される現物出資財産の会社法第199条第1項第3号に定める価額は、本交換比率及び上記払込金額の総額を勘案して1,399,898.67254円(現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株当たり0.03110644円)としておりますが、上記のとおり現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の実際の価額は当該金額とは異なります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であり、本書の日付現在の見込額です。

< 後略 >

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

< 前略 >

2. 発行価格は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を発行される当社普通株式1株当たりの金額に換算して記載しており、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式45,003,500株の本書の日付における米ドル建の価額(20,251,575米ドル)を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算することにより算出した本書の日付現在の見込額です。払込期日(当社が現物出資財産の給付を受ける時点)における現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の米ドル建の価額は上記の金額となりますが、適用される為替換算レートの変動により発行価額の総額は変動します。

なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、会社法第199条第1項第2号に定める当社普通株式1株当たりの払込金額を1円(払込金額の総額は1,399,896円)としております。また、本新株式の対価として出資される現物出資財産の会社法第199条第1項第3号に定める価額は、本交換比率及び上記払込金額の総額を勘案して1,399,898.67254円(現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株当たり0.03110644円)としておりますが、上記のとおり現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の実際の価額は当該金額とは異なります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であり、本書の日付現在の見込額です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2. 発行価格は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を発行される当社普通株式1株当たりの金額に換算して記載しており、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式45,003,500株の本書の日付における米ドル建の価額(20,251,575米ドル)を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算することにより算出した本書の日付現在の見込額です。払込期日(当社が現物出資財産の給付を受ける時点)における現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の米ドル建の価額は上記の金額となりますが、適用される為替換算レートの変動により発行価額の総額は変動します。

なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、会社法第199条第1項第2号に定める当社普通株式1株当たりの払込金額を1円(払込金額の総額は1,399,896円)としております。なお、本臨時株主総会において、本新株式の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。また、本新株式の対価として出資される現物出資財産の会社法第199条第1項第3号に定める価額は、本交換比率及び上記払込金額の総額を勘案して1,399,898.67254円(現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株当たり0.03110644円)としておりますが、上記のとおり現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の実際の価額は当該金額とは異なります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であり、本書の日付現在の見込額です。

< 後略 >

4 【新規発行新株予約権証券(2年次プットオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本2年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で2年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「2年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。2年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本2年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で2年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「2年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。2年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本2年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本2年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本2年次プットオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

<後略>

5 【新規発行新株予約権証券(3年次プットオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本3年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で3年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「3年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。3年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本3年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で3年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「3年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。3年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本3年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本3年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本3年次プットオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

<後略>

6 【新規発行新株予約権証券(4年次プットオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本4年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で4年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「4年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。4年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本4年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で4年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「4年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。4年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本4年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本4年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本4年次プットオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

<後略>

7 【新規発行新株予約権証券(5年次プットオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本5年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で5年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「5年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。5年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本5年次プットオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社及び本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で5年次新株予約権契約(プットオプション)(以下「5年次新株予約権契約(プットオプション)」)といたします。)が締結されることを条件としています。5年次新株予約権契約(プットオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(2) プットオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本5年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本5年次プットオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり2円とし、また、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を同額の2円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本5年次プットオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

<後略>

8 【新規発行新株予約権証券(2年次コールオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本2年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の2年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「2年次新株予約権契約(コールオプション)」)といたします。)に定める前提条件が満たされることを条件としています。2年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本2年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の2年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「2年次新株予約権契約(コールオプション)」)といたします。)に定める前提条件が満たされることを条件としています。2年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本2年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 2 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本2年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 2 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本2年次コールオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

<後略>

9 【新規発行新株予約権証券(3年次コールオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

< 前略 >

2. 本3年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の3年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「3年次新株予約権契約(コールオプション)」といいます。))に定める前提条件が満たされることを条件としています。3年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2. 本3年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の3年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「3年次新株予約権契約(コールオプション)」といいます。))に定める前提条件が満たされることを条件としています。3年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

< 後略 >

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本3年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 3 Call Right Agreementの定めに基づき当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本3年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 3 Call Right Agreementの定めに基づき当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本3年次コールオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

< 後略 >

10 【新規発行新株予約権証券(4年次コールオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

< 前略 >

2. 本4年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の4年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「4年次新株予約権契約(コールオプション)」といいます。))に定める前提条件が満たされることを条件としています。4年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2. 本4年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の4年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「4年次新株予約権契約(コールオプション)」といいます。))に定める前提条件が満たされることを条件としています。4年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

< 後略 >

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本4年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 4 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本4年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 4 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本4年次コールオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

< 後略 >

11 【新規発行新株予約権証券(5年次コールオプション新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本5年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の5年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「5年次新株予約権契約(コールオプション)」といいます。))に定める前提条件が満たされることを条件としています。5年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本5年次コールオプション新株予約権の発行は、(1)本臨時株主総会において本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の発行についての各議案の承認が得られること、(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(3)これらの条件が成就した後に当社が本有価証券届出書に記載する各割当予定先との間で締結する予定の5年次新株予約権契約(コールオプション)(以下「5年次新株予約権契約(コールオプション)」といいます。))に定める前提条件が満たされることを条件としています。5年次新株予約権契約(コールオプション)の内容については、後記「募集に関する特別記載事項、2 第三者割当による新株予約権発行について、(3) コールオプション」をご参照ください。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本5年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 5 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本5年次コールオプション新株予約権の内容(会社法第236条第1項)については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、新株予約権の行使時の払込金額(同法同条同項第2号に定める新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)を新株予約権1個当たり1円とし、また、現物出資財産である、Year 5 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の価額(同法同条同項第3号に定める価額)を、同額の1円としております。しかしながら、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」に記載のとおり、現物出資財産である当該売買代金債権のうちEmbark Studios社の普通株式1株の売買代金に相当する部分の実際の価額は、当該金額とは異なります。なお、本臨時株主総会において、本5年次コールオプション新株予約権の募集事項の決定がなされ、上記の承認が得られました。

<後略>

【募集に関する特別記載事項】

2 第三者割当による新株予約権発行について

(訂正前)

上記「1 本株式取得について」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本株主に対して以下の内容の本新株予約権を発行することを決議しています。

<後略>

(訂正後)

上記「1 本株式取得について」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本株主に対して以下の内容の本新株予約権を発行することを決議しています。なお、当該本新株予約権の発行に関する議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

3 Embark Studios社の従業員に対する新株発行について

(訂正前)

上記「1 本株式取得について」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本ストックオプションを保有する同社従業員に対して本従業員株式を割り当てることを決議しています。

<後略>

(訂正後)

上記「1 本株式取得について」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本ストックオプションを保有する同社従業員に対して本従業員株式を割り当てることを決議しています。なお、当該本従業員株式の発行に関する議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<後略>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

(訂正前)

本新株式の発行価額は、1株当たり1円となります。これは、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様への承認を得ることを予定しております。また、本新株予約権は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要せず、行使価額も低廉な名目額としているため、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当することから、同様に本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様への承認を得ることを予定しております。

<中略>

本株式募集は、上記「募集に関する特別記載事項」記載のとおり、実質的にはEmbark Studios社普通株式を当社普通株式と一定の割合により交換することを目的とした取引ですが、その手段として、現物出資による新株発行によるものとしました。上記の交換割合を決定するにあたっては、Embark Studios社の将来の業績予測にかかる妥当性を分析するとともに、KPMG LLPより本企業価値算定書を取得する等、当社として慎重な検討を行っておりますが、Embark Studios社は未公開会社であり、かつ事業歴が浅く現在は将来の配信に向けてゲームを開発する段階であることに鑑み、上場企業や事業収益を含む過年度の業績を有する企業に比べて客観性の高い企業価値算定が困難な面もあることから、Embark Studios社普通株式の価値評価及び買収のためのプレミアムを含む交換割合の設定次第では、会社法第199条第1項第2号に定める払込金額を当社の普通株式の時価に基づいて決定した場合、現物出資財産として給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が、結果として払込金額に満たないものであったと判断されることも考えられます。かかる事態を避けるため、本株式募集については、当社普通株式1株当たりの払込金額を1円としますが、これが割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会への承認を得ることを条件とするものとしています。なお、かかる払込金額に応じて、当社普通株式1株当たりの現物出資の対象となるEmbark Studios社普通株式の会社法第199条第1項第3号における募集事項上の価額についても払込金額と同額の1円としておりますが、これらの募集事項における取扱いは、会社法上の発行手続の有効性を担保し、またEmbark Studios社普通株式の価値が払込金額に不足するという事態を避けるために行う技術的なものであり、当社普通株式1株に対して給付されるEmbark Studios社普通株式の客観的な価値を定めたものではありません。

本新株予約権の発行についても、上記と同様の理由から、新株予約権の発行要項において、株式発行の対価である行使価額(会社法第236条第1項第2号に定める価額)及び給付される現物出資財産(本プットオプション新株予約権においては、Embark Studios社普通株式であり、本コールオプション新株予約権においては、当社と本コールオプション新株予約権の割当予定先との間で締結する予定の契約(Call Right Agreement)に基づき、当社が当該割当予定先からEmbark Studios社普通株式を購入する権利を当社が行使した結果、当該割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権です。)の評価額(同法同条同項第3号に定める価額)について名目的な金額を定めることを予定しております。これは、上記に説明したことに加えて、これらの将来の株式発行が行われるのは本有価証券届出書の提出日から2年ないし5年程度が経過した将来の時点となりうることから、当社普通株式の株価の動向や、Embark Studios社普通株式の将来の業績次第で、上記と同様に、新株予約権の行使後、新株発行が行われる将来の時点において、Embark Studios社普通株式の客観的な価値が新株予約権の行使価額(同法同条同項第2号に定める価額)及び現物出資財産が有すべき価値(同法同条同項第3号に定める価額)に不足するといった事態を避けることも理由としております。本新株予約権については、本新株予約権の発行と引換えに金銭の払込みを要しないものとするについて、これが割当予定先に特に有利な条件に該当する可能性があることから、本臨時株主総会における承認を取得する予定です。上記と同様に、本新株予約権の内容として定められる、出資の目的であるEmbark Studios社普通株式及び上記売買代金債権の価額はいずれも名目的な金額であり、本新株予約権の行使に際し、当社普通株式と引換えに給付されるEmbark Studios社普通株式及び当該売買代金債権の客観的な価値を定めたものではありません。

<中略>

本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行は、Embark Studios社普通株式を追加取得することを目的とした一連の取引であり、本臨時株主総会において本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行に関する議案のすべてが承認されることを取引実行の条件としています。したがって、本臨時株主総会において本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行に関する議案のいずれかの承認が得られなかった場合は、これらの取引はいずれも実行されません。

(訂正後)

本新株式の発行価額は、1株当たり1円となります。これは、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。また、本新株予約権は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要せず、行使価額も低廉な名目額としているため、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当することから、同様に本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。なお、当該本株式の発行及び本新株予約権の発行に関する議案は、本臨時株主総会において承認されました。

<中略>

本株式募集は、上記「募集に関する特別記載事項」記載のとおり、実質的にはEmbark Studios社普通株式を当社普通株式と一定の割合により交換することを目的とした取引ですが、その手段として、現物出資による新株発行によるものとしました。上記の交換割合を決定するにあたっては、Embark Studios社の将来の業績予測にかかる妥当性を分析するとともに、KPMG LLPより本企業価値算定書を取得する等、当社として慎重な検討を行っておりますが、Embark Studios社は未公開会社であり、かつ事業歴が浅く現在は将来の配信に向けてゲームを開発する段階であることに鑑み、上場企業や事業収益を含む過年度の業績を有する企業に比べて客観性の高い企業価値算定が困難な面もあることから、Embark Studios社普通株式の価値評価及び買収のためのプレミアムを含む交換割合の設定次第では、会社法第199条第1項第2号に定める払込金額を当社の普通株式の時価に基づいて決定した場合、現物出資財産として給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が、結果として払込金額に満たないものであったと判断されることも考えられます。かかる事態を避けるため、本株式募集については、当社普通株式1株当たりの払込金額を1円としますが、これが割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会の承認を得ることを条件とするものとしています。なお、当該本株式募集に関する議案は、本臨時株主総会において承認されました。また、かかる払込金額に応じて、当社普通株式1株当たりの現物出資の対象となるEmbark Studios社普通株式の会社法第199条第1項第3号における募集事項上の価額についても払込金額と同額の1円としておりますが、これらの募集事項における取扱いは、会社法上の発行手続の有効性を担保し、またEmbark Studios社普通株式の価値が払込金額に不足するという事態を避けるために行う技術的なものであり、当社普通株式1株に対して給付されるEmbark Studios社普通株式の客観的な価値を定めたものではありません。

本新株予約権の発行についても、上記と同様の理由から、新株予約権の発行要項において、株式発行の対価である行使価額(会社法第236条第1項第2号に定める価額)及び給付される現物出資財産(本プットオプション新株予約権においては、Embark Studios社普通株式であり、本コールオプション新株予約権においては、当社と本コールオプション新株予約権の割当予定先との間で締結する予定の契約(Call Right Agreement)に基づき、当社が当該割当予定先からEmbark Studios社普通株式を購入する権利を当社が行使した結果、当該割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権です。)の評価額(同法同条同項第3号に定める価額)について名目的な金額を定めることを予定しております。これは、上記に説明したことに加えて、これらの将来の株式発行が行われるのは本有価証券届出書の提出日から2年ないし5年程度が経過した将来の時点となりうることから、当社普通株式の株価の動向や、Embark Studios社普通株式の将来の業績等次第で、上記と同様に、新株予約権の行使後、新株発行が行われる将来の時点において、Embark Studios社普通株式の客観的な価値が新株予約権の行使価額(同法同条同項第2号に定める価額)及び現物出資財産が有すべき価値(同法同条同項第3号に定める価額)に不足するといった事態を避けることも理由としております。本新株予約権については、本新株予約権の発行と引換えに金銭の払込みを要しないものとするについて、これが割当予定先に特に有利な条件に該当する可能性があることから、本臨時株主総会における承認を取得する予定です。なお、当該本新株予約権の発行に関する議案は、本臨時株主総会において承認されました。上記と同様に、本新株予約権の内容として定められる、出資の目的であるEmbark Studios社普通株式及び上記売買代金債権の価額はいずれも名目的な金額であり、本新株予約権の行使に際し、当社普通株式と引換えに給付されるEmbark Studios社普通株式及び当該売買代金債権の客観的な価値を定めたものではありません。

<中略>

本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行は、Embark Studios社普通株式を追加取得することを目的とした一連の取引であり、本臨時株主総会において本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行に関する議案のすべてが承認されることを取引実行の条件としています。したがって、本臨時株主総会において本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行に関する議案のいずれかの承認が得られなかった場合は、これらの取引はいずれも実行されません。なお、当該各議案は、本臨時株主総会において承認されました。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月27日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という)に関して、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在までに補完すべき情報はありません。

なお、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載された将来等に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

<後略>

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月27日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月2日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月9日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年9月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という)に関して、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在までに補完すべき情報はありません。

なお、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載された将来等に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

<後略>